仙台消費生活情報誌：149号
2013年 7月号

ゆたかなくらし

CONTENTS

■ トラブルソウダン
サクラサイト相談事例紹介…2P
■ くらしの安全・安心トピックス
夏休み中の子どもの事故に気をつけましょう！…3P
■ お知らせ
特別相談のご案内…4P

トラブルソウダン TORABURU SOUDAN

～そのメールのやり取り、本当に大丈夫？～『サクラサイト商法』にご注意ください！

サクラサイトとは

サクラサイトとは、異性、芸能人、社長、医師、占い師などになりすまして、サイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、支払いを続けさせるサイトのことを言います。

最近は手口も巧妙化しており、性別や年齢を問わず、多くの方から相談が寄せられています。決してひとごとではありません。

トラブルに遭うきっかけは？

●メールアドレスに直接届く広告メール
●SNSサイト(※)へのメッセージの書き込み
●内職・副業に関するサイトを探してサイトに登録後に届くメール
●懸賞サイト、占いサイト等に登録した後に届くメール

など、さまざまです。

(※)SNSサイトとは
ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員制交流サイト。会員同士でメッセージを交換したり、趣味仲間(サークルメンバー)を募集したりすることができる。

こんなメールは要注意

●相談にのってくれたら報酬を払う
●芸能人や芸能事務所のマネージャーをかたる
●お金を受け取ってほしい(例：遺産を受け取ってほしい、節税のためにお金を渡したい、あなたを援助したい　等)
●悪霊がついている、除霊するのにお金がかかる
●懸賞が当選した

こんな人たちに心あたりはありませんか…？

消費生活相談ダイヤル
なやむな 022-268-7867
相談時間 ▶ 9：00～18：00（年末年始を除く毎日）
対　　象 ▶ 仙台市在住または通勤・通学している方

あなたは大丈夫…？

サクラサイト相談事例紹介

事例1　「あなたに財産を渡したい!」

突然、「ガンで死期がせまっている。話し相手になってほしい」というメールが来た。その後やり取りをはじめ、励ましているうちに「あなたに財産を渡したい」と言われた。受け渡しの日時を決めるために、サイト外でメールをしたいと言われ、メールアドレスを交換しようとしたが、「文字化けした」と言われた。**サイトから「文字化けを解除するには20万円必要」**と言われ、コンビニで電子マネー決済をしたが、その後さらに高額な「セキュリティー解除費用」を要求されている。支払わなければならないか。

（30代女性）

事例2　「震災被災者限定で1000万円支援します!」

突然、「震災被災者限定で1000万円支援する」というメールが届いた。その後、何度かメールのやり取りをし、受け取ることにした。**メールのやり取りは無料だったが、事前に手数料として10万円支払うよう指示**され、銀行振込をしたが、その後サイトにログインできなくなった。

（50代男性）

事例3　「悩んでいる芸能人を救ってほしい!」

SNS（※）で知り合った芸能人のマネージャーを名乗るA氏から、「自分の担当している芸能人の悩みをきいてほしい」とメールが来た。メール交換をはじめたが、**メール交換にはポイントの購入が必要で、その都度クレジットカード決済と電子マネー決済を繰り返した。**「会いたい」というメールが届くが、待ち合わせ場所に行っても中々会えなかったため、不審に思いインターネットで調べてみたところ、自分と同じ被害に遭っている人がいることが分かり、初めて詐欺だと気づいた。

（20代女性）

（※）SNSサイトとは
ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員制交流サイト。会員同士でメッセージを交換したり、趣味仲間（サークルメンバー）を募集したりすることができる。

事例4　「男性とメール交換するだけでお金がもらえる!」

インターネットで在宅ワークを検索していたところ、「男性とメール交換をするだけで収入になる」という広告があり、興味を持って無料登録をした。Bさんから「お金をあげたい」とメールがきたが、サイトから**「お金を受け取るためには、50万円を支払い、Bさんと同じランクの会員になることが必要。Bさんはあなたのためにすでに45万円を入金しているので、あと5万円だけ入金してほしい」**とメールが来たため、クレジット決済をしたが、その後Bさんからの入金はない。

（20代女性）

事例5　「税金対策のためにお金を受け取ってほしい!」

突然、高額所得者を名乗るCさんから「税金対策のために、どうしても2000万円受け取ってほしい」とメールがきた。何度も断ったが、繰り返しメールが来るので仕方なく承諾した。その後、**メールでお金を受け取るための複雑な手続きを指示されたが、何度も失敗し、その都度クレジット決済でポイントを購入した。**途中でやめることも考えたが、「今日中にお金を振り込む」とのメールが何度も来たため、やめることができなかった。現在も入金はない。

（70代男性）

消費者の方へアドバイス

- 知らない人からメールやメッセージが届いても、絶対に返信をしてはいけません。特に、「お金をあげる」「簡単に高収入が得られる」「タレントに会える」など、本当かどうか確認できない相手とのメール交換は禁物です。
- サイトから個人情報をたずねられても、住所・氏名等は絶対に教えないようにしましょう。
- 支払ってしまったお金を取り戻すのは困難です。サイト利用・メール交換のためのポイントは、本当に必要かどうか慎重に検討しましょう。
- トラブルに遭ったと感じたり、おかしいと思ったときは、サイト側とのメールのやり取りや支払いの記録を消さずに保管し、すぐに消費生活センターにご相談ください。

夏休み中の子どもの事故に気をつけましょう！

もうすぐ夏休みですね。海水浴や花火、旅行など楽しいイベントが目白押しの一方で、子どもたちの事故が多発する時期でもあります。事故の傾向を知り、防止につなげましょう。

子どもの救急搬送状況

（平成24年7～8月、0～12歳児についてとりまとめ）

事故種別	急病	一般負傷	交通事故	転院搬送等	合計
搬送人員	268	120	44	66	498人

※全搬送人員（同期間中6,761人）の約7.4%〈資料提供・仙台市消防局〉

仙台市におけるH24年7～8月の子ども（0～12歳）の救急搬送人員は498人（全搬送人員の約7.4%）で、そのうち急病（病気）や一般負傷（けが）については、3歳以下の幼児が半数以上を占めています。

救急搬送の原因としては、熱中症や水遊び中の事故など季節的なものもあれば、ひきつけなどのけいれん、転倒や打撲による頭部のけが、やけど、誤飲などさまざまです。

また、夏休み前半に小学生の交通事故(特に自転車運転中)が多いことや、一般負傷の約半数が自宅等の室内で発生していることなどの傾向が見られます。

子どもの事故として、最近では次のような事例も報告されています。

〈参考：国民生活センターホームページ〉

事例1 花火の事故

手持ち花火をしていたところ爆発し、近くにいた子どもが手や足にやけどを負った。

ここに注意！

- ●商品（花火）の注意事項や使用説明をよく読んでおきましょう。
- ●必ず大人が付き添い、子どもが危険な行為をしないよう目を配るようにしましょう。
- ●バケツなどで必ず近くに消火用の水を用意しましょう。

事例2 水遊び中の事故

・プールや海、川でおぼれた。プールサイドで転倒・衝突した。
・自宅の浴室でおぼれた、転倒した。

ここに注意！

- ●子どもから目を離さず、必ず大人が付き添って遊びましょう。
- ●悪天候や天候悪化が予測されるときは、海や河川でのレジャーは中止しましょう。
- ●プールサイドはすべりやすくなっているので、走ったりしないようにしましょう。
- ●身近な浴室でも、思わぬ事故が発生することがありますので注意しましょう。

事例3 車のパワーウインドウによる事故

子どもがパワーウインドウのスイッチをいたずらして手をはさんだ。

ここに注意！

- ●同乗者（大人）が安全を確認してから、パワーウインドウの操作を行いましょう。
- ●子どもが同乗するときはパワーウインドウのロックスイッチを活用しましょう。
- ●取扱説明書で操作方法をよく理解しておきましょう。

いざというときの応急処置も知っておくといいですね！

救命ナビで「安心」を携帯しよう！

仙台市消防局では、応急手当の知識を多くのみなさんに気軽に身につけていただこうと2月からスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」を公開しています。

主な機能

・救命ナビ（いざというときの119番通報から心肺蘇生法までの流れを分かりやすく誘導）
・応急手当を学ぶ（動画）
・仙台市内ＡＥＤマップ（杜の都ハートエイド登録事業所の表示）

自分の大切な家族や友人の命を救うために、ぜひご活用ください。

【お問い合わせ】　仙台市消防局救急課　℡022-234-1111（代）

参考：消費者庁ホームページ・国民生活センターホームページ
協力：仙台市消防局

案内1 司法書士による無料法律相談

不動産登記、相続・遺産分割、成年後見制度、多重債務などの法律相談を司法書士が無料でお受けいたします。（予約制・先着順：一人 60 分）

■ 相談日　7 月 13 日（土）　13：00 ～ 16：00
■ 協　力　宮城県司法書士会
■ 予　約　7 月 11 日（木）までの 9：00 ～ 18：00
●予約電話　022−268−7867

案内2 弁護士による多重債務無料法律相談

次々借り入れをしてしまって返済が難しいなど、借金・多重債務問題の相談を弁護士が無料でお受けいたします。（予約制・先着順：一人 30 分）

■ 相談日　7 月 24 日（水）、25 日（木）10：00 ～ 16：00
（12：00 ～ 13：00 は除く）
■ 協　力　仙台弁護士会
■ 予　約　7 月 6 日（土）～ 16 日（火）　9：00 ～ 18：00
●予約電話　022−268−7867

■案内 1・2 共通
場　所：仙台市消費生活センター　141 ビル（三越定禅寺通り館）5 階
対　象：仙台市内にお住まいか、通勤通学している方

契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください。

トラブルソウダン TORABURU SOUDAN
消費生活相談ダイヤル　なやむな 022-268-7867
相談時間 ▶ 9：00～18：00（年末年始を除く毎日）
対　　象 ▶ 仙台市在住または通勤・通学している方

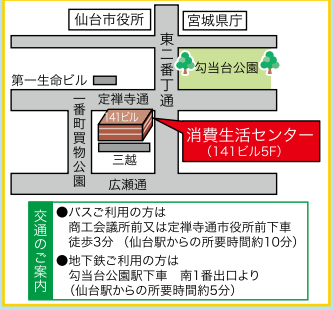

相談されるときは

○事前にメモなどで相談内容を整理しておきましょう。
○契約書や申込書、領収書などはまとめて手元に用意してから電話または来所してください。
○統計上、お住まいの区・年齢等を伺いますが、個人情報を含む相談内容は、相談・苦情処理以外の目的で使用することはありません。
○来所相談は事前に電話で予約をお取りいただくことをお勧めします。

「ゆたかなくらし」の最新号・バックナンバーはホームページでもご覧いただけます。 消費生活情報誌ゆたかなくらし 検索

仙台消費生活情報誌ゆたかなくらし 149 号 2013 年 7 月号
●編集・発行／仙台市消費生活センター 住所 〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目 11 番 1 号　141 ビル（三越定禅寺通り館）5 階
URL http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/shohi/index.html
TEL 022-268-7040　FAX 022-268-8309　E-mail sim004140@city.sendai.jp
●印刷／笹氣出版印刷株式会社　●次号／ 9 月発行予定